

沖縄における水中文化遺産の海洋台帳への掲載†

山崎哲也*¹, 若松昭平*², 馬場典夫*³

Trial study to add new information of the underwater cultural heritages and properties of Okinawa into the Marine Cadastre database†

Tetsuya YAMAZAKI*¹, Shohei WAKAMATSU*², and Norio BABA*³

Abstract

The sea around Okinawa, which is a jurisdiction of the 11th Regional Coast Guard Headquarters, is warm, highly transparent and rich with coral reefs. Marine activities, such as diving and snorkeling, are very active throughout the year, while there are many underwater cultural heritages and properties found in the sea area of Okinawa. However, these underwater cultural heritages and properties are not known very well in general. In this report, we review a possibility to register the underwater cultural heritages and properties of Okinawa into the Marine Cadastre database operated by Japan Coast Guard in order to contribute to the protection of the underwater cultural heritages and properties.

1 はじめに

第十一管区海上保安本部の管轄域である沖縄の海は、温暖でサンゴ礁が発達し、透明度も高く、年間を通じて、ダイビングやシュノーケリング等海洋レジャーが盛んである一方、古くからその地勢によりアジア諸国や日本との交易も活発で、水中や沿岸から多くの遺物が見つかっており、また沈没船も見つかっている。さらに先史時代の貝塚も沿岸域に数多く、石切り場や魚垣などの生産遺跡も存在している。

これらの水中や沿岸に存在する遺跡は、一般にあまり知られていないが、沖縄での活発な海洋レ

ジャーの現状に鑑みると、これらの遺跡が有力な観光資源となる可能性を秘めている。逆に、海洋レジャーが活発になるにつれ、これらの遺跡の適切な管理及び保護がなされる必要がある。このことは平成 25 (2013) 年 4 月に閣議決定された「海洋基本計画」でも謳われている（内閣官房総合海洋政策本部, 2013）。

海上保安庁では、海洋情報の一元化及び海洋空間利用の促進を目的に、内閣官房の総合調整下、関係省庁と協力し、利用者が各海域の状況を迅速・的確に把握するためのツールとして、地理情報システム (GIS) を活用した「海洋台帳」の構

† Received September 19, 2014; Accepted November 11, 2014

* 1 第十一管区海上保安本部 海洋情報調査課 Hydrographic and Oceanographic Division, 11th R.C.G.Hqs

* 2 第九管区海上保安本部 海洋情報部 Hydrographic and Oceanographic Department, 9th R.C.G.Hqs

* 3 技術・国際課 国際業務室

International Affairs Office, Technology Planning and International Affairs Division

築・運用に平成 24 (2012) 年から取り組んでいる。海洋台帳では、利用者が保有するデータを重ね合わせ表示させる機能が平成 25 (2013) 年 5 月に追加されたことから、今回、沖縄における海域の利用と水中に存在する文化遺産（以下「水中文化遺産」と記す）の保護に資することを目的に、沖縄県内の水中文化遺産の海洋台帳への掲載について検討を行った。

2 文化財保護法と水中文化遺産

水中文化遺産は、その取り扱いについて明確な記載はなされていないが、文化財保護法が適用されるとされている。

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」(Fig. 1) と定義し、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の

保存技術と呼び、保護の対象としている（文化庁、文化財）。原則として現状の変更を行うことはできず、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為について許可が必要とされている。

なお、文化財保護法でいう埋蔵文化財は、文化財の種類ではなく、文化財の存在する状態を意味し、「土地に埋蔵されている」という状態には、土に埋まっているもののみならず水中に没しているものも含まれると解釈され（アジア水中考古学研究所、水中考古学）、埋蔵文化財の調査のための発掘（第 92 条）及び出土品の出土等により遺跡と認められるものの発見（第 96 条）に届出が求められており、罰則規定も設けられている。

また、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）について、周知の徹底を図るための必要な措置の実施に努めることが、国及び地方公共団体に求められている。

文化財保護法により指定された以外の文化財についても、沖縄県では沖縄県文化財保護条例により、「有形文化財」、「無形文化財」、「民族文化財」及び「記念物」が指定され、保護が図られており、各市町村においても同様に文化財が指定され保護が図られている。

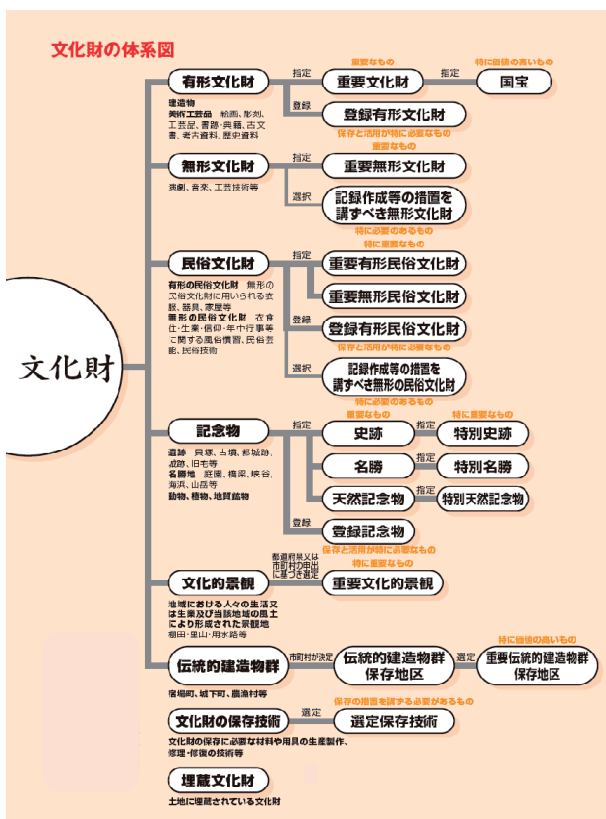


Fig. 1. Systematic classification of cultural properties in Japan.

図 1. 日本の文化財の体系図。

3 水中文化遺産の現状と課題

3.1 水中文化遺産の現状

沖縄県内にある文化財に目を向けると、国指定の文化財については、文化庁でデータベース化が行われ一般に公開されており、このデータベースによると沖縄県内では平成 25(2013)年 10 月現在、Table 1 に示す文化財が海岸域に存在している（文化庁、文化庁国指定文化財等データベース）。但しここでは、ジュゴンやオカヤドカリ等の生物の天然記念物は含んでいない。

周知の埋蔵文化財包蔵地の実態については約 5 年ごとに調査され、文化庁から埋蔵文化財関係統計資料として公開されており、平成 24 (2012) 年度の資料によれば Table 2 に示すように、沖縄県内における周知の埋蔵文化財包蔵地のうち海

Table 1. National designated cultural properties in the coastal area of Okinawa Prefecture.

表 1. 沖縄県の海岸域に存在する国指定の文化財。

文化財の種類	名称	種別	登録年月日	住所	時代
登録有形文化財	旧東洋製糖株式会社石積荷棧橋	産業2次/土木構造物	2006.10.18	島尻郡北大東村字港地先	大正
	西棧橋	交通/土木構造物	2005.12.26	八重山郡竹富町字竹富地先	昭和前
	伊古棧橋	交通/土木構造物	2005.12.26	八重山郡竹富町字黒島地先	昭和前
史跡名勝天然記念物	宮良川のヒルギ林	天然記念物/	1972.05.15	石垣市字宮良	-
	慶佐次湾のヒルギ林	天然記念物/	1972.05.15	国頭郡東村字慶佐治港原	-
	星立天然保護区域	天然記念物/	1972.05.15	八重山郡竹富町字星立	-
	仲の神島海鳥繁殖地	天然記念物/	1972.05.15	八重山郡竹富町仲の神島	-
	仲間川天然保護区域	天然記念物/	1972.05.15	八重山郡竹富町大富、大原	-
	南大東島東海岸植物群落	天然記念物/	1975.03.18	島尻郡南大東村字旧東	-
	川平湾及び於茂登岳	名勝/	1997.09.11	石垣市字崎枝高田ほか4筆及び地先海面	-
	東平安崎	名勝/	2007.02.06	宮古島市城辺字保良平安名	-
	喜屋武海岸及び荒崎海岸	名勝/天然記念物	2012.09.19	糸満市字東里、喜屋武	-
	名護市嘉福層の稲曲	天然記念物/	2012.09.19	名護市	-
石垣島東海岸の津波石群	天然記念物/	2013.03.27	石垣市	-	
八重干瀬	名勝/天然記念物	2013.03.27	宮古島市	-	

Table 2. Number of underwater heritages of Okinawa Prefecture registered as the well-known place containing a buried cultural property.

表 2. 沖縄県における周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されている水中遺跡数。

		沖縄県	全国合計
概況	総数	34	512
	現存	34	401
	消滅	0	60
所在地別	海	33	96
	河川	1	96
	湖沼・池	0	309
	その他	0	11
時代別	縄文	3	188
	弥生	1	107
	古墳	1	105
	古代	1	61
	中世	9	110
	近世	19	49
	不明	1	27

域にある水中遺跡は 33 件と報告されており、全国 96 件の約 1/3 を占めている（文化庁文化財部、2013）。

沖縄県では、沖縄県沿岸域の遺跡の分布状況を把握するために 2005 年から 2009 年までの 5 ヶ年計画で、沖縄県立埋蔵文化財センターが国庫補助を受け、「沿岸地域遺跡分布調査」事業を実施しており、その成果が 2010 年に遺跡地図として刊行されている（沖縄県立埋蔵文化財センター、2013）。このプロジェクトでは沖縄県域で 211 ケ所の水中文化遺産とその参考地が集成されている。

また、国内の水中文化財の詳細な把握を目的に 2009 年から 2011 年度までの 3 ヶ年計画で、特定非営利活動法人アジア水中考古学研究所が日本財団の助成を受け、海の文化遺産総合調査プロジェクト「水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進」を実施しており、南西諸島海域の成果が 2013 年に刊行されている（アジア水中考古学研究所、2012）。このプロジェクトでは沖縄県域で 218 件の水中文化遺産候補地が検討されており、候補地はそれぞれの遺跡の性格によって以下の種別に分類されている。

- ①水中遺跡：常時水面下にある遺跡
- ②海岸遺跡：一時的または周期的に水面下にある遺跡で潮干帯遺跡
- ③関連文化財（遺産）：陸上に所在する海関連の文化財
- ④海揚がりの遺物：遺跡に伴わない、あるいは伴うかどうか不明な遺物
- ⑤伝承・記録：遺物や遺跡が確認されていないもの

沖縄県内の水中文化財の多くは、1849 年に北谷町沖で座礁・沈没したイギリス東インド会社のインディアン・オーク号などのように船舶の遭難に関わるものであるが、名護市の大堂原貝塚や読谷村渡具知東原遺跡など縄文時代早期末～中期頃までの複数の遺跡や遺物包含層が海拔 0 m 付近で確認されており、また、近代以降も使用が認められる魚垣（石干見）、石切場跡や塩田もある。



Photo 1. Historical site of quarry at the west coast of Yomitan village.

写真1. 読谷村西海岸石切場跡.

Photo 1 は、読谷村西海岸の石切場跡で、大正末期から昭和戦前まで石の切出しが行われていた。石は、干潮時に切り出され、満潮時に水の浮力を利用して陸揚げされ、琉球の屋敷の囲い堀として利用されていた。魚垣は海岸に石を積み上げ、潮の干満で石積みの内側に残り残された魚を捕る伝統的な漁法で、潮差が大きく適当な岩石やサンゴ石灰岩が入手できる海岸線ではかなり広く観察できる定置漁法である。先島諸島小浜島の魚垣は大きなもので全長 760 m もある。近年、近代的な漁法の普及により姿を消しつつあるが、その文化的価値が再評価されてきているものの、高潮時に水中に没することから、沿岸を航行する漁船や海洋レジャーにとっては危険な障害となるもので、魚垣の保護は、単なる環境保全や文化保全という見地からのみではなく、広く海岸線の管理全体という脈絡で論じられなければならない政治経済のテーマでもあることが指摘されている（アジア水中考古学研究所、2012）。

3.2 水中文化遺産の課題

将来の調査技術の発展により、今後、遙か沖合いで文化遺産が見つかる可能性があるが、現状の法律ではこれら文化遺産の保存にかかる責任の所在が不明である。

また、日本は未加盟であるが 2009 年に発効し

た水中文化遺産保護条約では、水中文化遺産は少なくとも 100 年間は水中にあったものと規定されているものの、日本では、平成 10（1998）年 9 月の文化庁通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（文化庁、1998）では、埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲の原則として、おおむね中世までに属する遺跡とし、以後のものは地域において必要なものとし、判断は地域に任せている。沖縄県立博物館・美術館主任学芸員片桐千亜妃は、対象とする水中文化遺産の年代が国際条約とのギャップが大きく、近世以降の文化財保全が懸念されるものの、沖縄では、沖縄戦により多くの古文書や文化財が破壊されたことから、近世以降の歴史と文化を復元するツールとして考古学が重要な役割を果たしているとし、近世以降どころか、近代～戦前の古墓や古集落も積極的に「遺跡」として認識し埋蔵文化財包蔵地として保護の対象と論じている。

文化庁では元の軍船や遺物が発見された長崎県松浦市鷹島町神崎免の沖合い海域を、日本で初めての海底遺跡「鷹島神崎遺跡」として平成 24（2012）年 3 月 27 日に指定されたことを踏まえ、水中遺跡の調査、保存及び活用について「水中遺跡調査検討委員会」を設置し検討を進めており（文化庁、文化財）、成果が期待される。

海上保安庁海洋情報部は海底調査能力が高く、沈没船等水中文化遺産の情報について、博物館や都道府県・市町村の教育機関などの関係機関との情報交換を密にしていくことが望まれる。

4 海洋台帳に掲載する水中文化遺産に関する情報の検討

海洋台帳には、史跡、名勝や天然記念物などの記念物を中心とする陸上（海岸付近に限る）の文化財は登録されているものの、水中文化遺産に関する情報はほとんど登録されていないことから、海洋台帳に掲載する情報について検討するために沖縄県内の水中文化遺産のデータを沖縄県立埋蔵文化財センター、沖縄県立博物館・美術館、南西諸島水中文化遺産研究会から提供いただいた。

海洋台帳への掲載情報について検討を行うにあたり、水中文化遺産の属性データを Table 3 のとおり、No., 名称, 種類, 年代, 立地, 所在地, 位置, 登録の種類及び概要として整理し、可能な限り属性情報の追加及び今回整理した属性データに従いデータの再整理を沖縄県立博物館・美術館の協力により行った。

属性データの水中文化財の種類は、以下の8項目に分け、その性格からそれぞれ小分類を行った。

- ①港湾遺跡 正保国絵図に示されている港は、小分類に正保国絵図の港と注記
- ②遺物散布地 散布地の場所により、海岸、河口、水中に小分類
- ③生産遺跡 遺跡の種類により、魚垣、塩田、石切場、スラ所（造船所）に小分類
- ④貝塚
- ⑤沈没船
- ⑥文献資料 文献等から遺跡等の存在が推測されるが、遺物や遺構が見つからない遺産。正保国

Table 3. Attribute data of underwater cultural heritages and properties used in this study.

表3. 海洋台帳の新たな登録情報の検討のための水中文化遺産属性データ。

項目	内容	値
No.	水中文化遺産の番号	数字、本作業を行うための便宜上の水中文化遺産の番号
名称	水中文化遺産の名称	文字列
種類	水中文化遺産の種類	①港湾遺跡：正保国絵図に示されている港は、小分類に正保国絵図の港と注記 ②遺物散布地：散布地の場所により、海岸、河口、水中に小分類 ③生産遺跡：遺跡の種類により、魚垣、塩田、石切場、スラ所（造船所）に小分類 ④貝塚 ⑤沈没船 ⑥文献資料：文献等から遺跡等の存在が推測されるが、遺物や遺構が見つからない遺産。正保国絵図に示された港は、小分類に正保国絵図の港と注記 ⑦関連文化財：水中文化遺産に関連した陸上にある文化財 ⑧その他
年代	水中文化遺産の年代	先史～縄文/弥生～平安時代並行時代/中世(古琉球時代)/近世(近世琉球時代)/近代/不明
立地	水中文化遺産の立地状況	海底/リーフ/潮干帯/海岸/河口/陸上
所在地	水中文化遺産の所在地	文字列
位置	水中文化遺産の位置	緯度(DD_MMLSS), 経度(DDD_MMLSS)
登録の種類	水中文化遺産の登録の種類	国指定/都道府県指定/市町村指定/埋蔵文化財包蔵地
概要	水中文化遺産の概要	水中文化遺産の概要説明

絵図に示された港は、小分類に正保国絵図の港と注記

⑦関連文化財 水中文化遺産に関連した陸上にある文化財

⑧その他

正保国絵図は、江戸幕府が諸大名に命じて国単位で作らせた国絵図で、各地の港についても細かく記載されており、当時の海上交易を推し量る重要な情報であることから、正保国絵図から港が存在したことが分かっている場所は、文献資料の小分類で正保国絵図の港と注記して示すこととした。同様に正保国絵図の港で遺物が見つかった場所は、港湾遺跡として小分類に正保国絵図の港と注記して示すこととした。

水中文化遺産の位置について、散布地や貝塚のように範囲を持つ場合でも各水中文化遺産の全てが範囲を測量されているわけではないことから、今回は、水中文化遺産の位置は中心位置とした。受領データで属性データの不足部分は、沖縄県立博物館・美術館の協力によりできる限り補った。時代の分類では、沖縄県史の分類に倣い、先史～縄文、弥生～平安時代並行時代、中世（古琉球時代）、近世（近世琉球時代）、近代、不明に分類している。

今回使用した水中文化遺産データ 227 件の内訳を Table 4 に示す。

また、海洋台帳の新規機能である利用者保有データの重ね合わせ機能を使用した位置図を Fig. 2 に示す。ここで各点は水中文化財の種類により色分けしている。

Fig. 3 に、海洋台帳での水中文化遺産データの属性データの表示例を示す。

Fig. 4 に、海洋台帳が保有する国定公園及び漁業権と水中文化遺産のデータとの重畳例を示す。

水中文化遺産のデータを海洋台帳に掲載することで、容易に地図上で拡大縮小できる。さらに属性情報により、個々の水中文化遺産の特徴を知ることができることに加えて、海洋台帳に掲載されている漁業権や国立公園、国定公園などの情報と重ね合せ、他の経済活動や保護活動との関係を容

Table 4. Breakdown of the underwater cultural heritage and properties used in this study.

表 4. 海洋台帳へ掲載を検討した水中文化遺産の内訳.

種類	年代(重複あり)						計
	先史-縄文	弥生-平安	中世	近世	近代	不明	
港湾遺跡			22	32	35		40
遺物散布地	7	4	11	16	15	4	32
生産遺跡				73	77	1	78
貝塚	4	3					6
沈没船				5	5	1	9
文献資料			3	40	40		40
関連文化財			3	4	12	4	21
その他						1	1
計	11	7	39	170	184	11	227

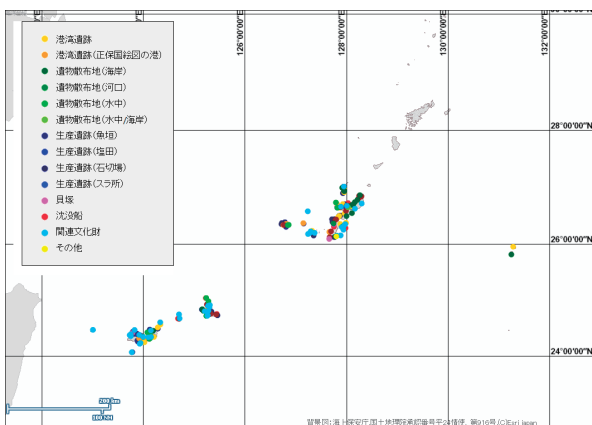


Fig. 2. Location of all underwater cultural heritages and properties on the Marine Cadastre.

図 2. 海洋台帳の機能を用いた全水中文化遺産データの位置.

易に知ることができることを確認できた.

5 今後の課題

沖縄県では海洋レジャーが盛んであり、海域の利用開発も活発である一方、海中や沿岸域に多くの文化遺産が存在することが意外に知られていないことから、これら文化遺産の保護のために、どこにどのような文化遺産が存在するかといった情報を、海を利用する人々に広く周知させる必要がある。そのためのツールとして海洋台帳の可能性を、今回、海洋台帳の新規機能として追加された利用者の保有するデータを地図上に重ね合わせずる機能を使用して検討したところ、十分に可能性

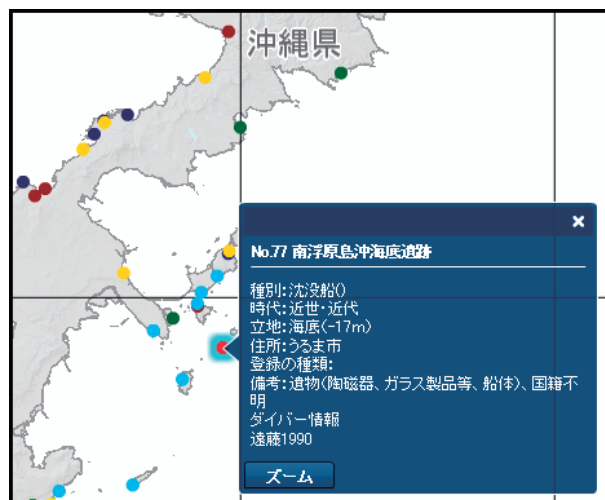


Fig. 3. An example of displaying attribution data of an underwater cultural heritage.

図 3. 海洋台帳に重ね合わせた水中文化遺産データの属性データの表示例.

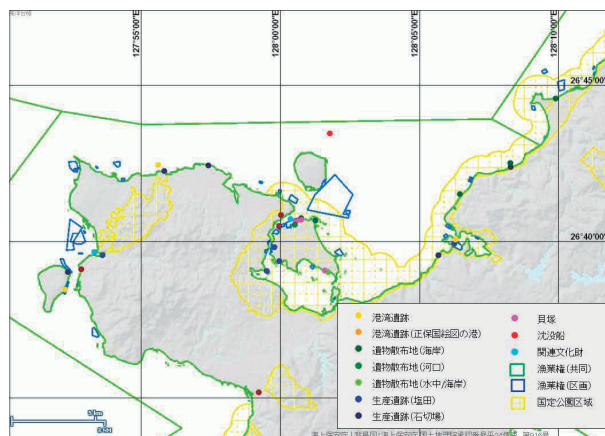


Fig. 4. An example of overlaying the underwater cultural heritages and properties on the fishing rights and quasi-national parks of the Marine Cadastre.

図 4. 海洋台帳の国定公園及び漁業権情報と水中文化遺産の重畳.

があることが明らかとなった.

一方、水中文化遺産の海洋台帳への掲載を全国規模で進める場合の課題として、時代区分の取り扱いがあげられる。沖縄では、12世紀以前は狩猟採集が中心で先史沖縄時代と呼ばれ、弥生・古墳時代から平安時代は無理に分けず「弥生～平安時代並行時代」としており、農耕社会が形成され各地にグスクが築かれ始めた12世紀から琉球

王国の成立をへて1609年の島津侵入までの中世を総称して古琉球、続いて琉球処分が行われる1879年までの琉球王国時代を近世琉球時代としている(沖縄県立総合教育センター, 琉球文化アーカイブ沖縄の歴史)。このことは、沖縄の中でも先島と総称される宮古・八重山諸島とは異なり、日本全体で文化財の情報を取り扱う場合、時代区分のデータの取扱いに注意が必要である。

また、海洋台帳で水中文化遺産の情報を提供する場合、その保護の観点から、これら水中文化遺産が法律で保護されていることを知らしめていくことも重要である。

今回検討した水中文化遺産を海洋台帳で一般に提供するには、全国的規模での情報収集やデータ整理について検討される必要があり時間を要する見込みであることから、今回、整理した沖縄県内の水中文化財を Fig. 5 に示すように一覧図を作成し、これら水中文化遺産が法律で保護されていることと共に、第十一管区海上保安本部のホームページで紹介することとした。

今回の作業で使用した227件の水中文化遺産以外にも今回の検討に含まれていない水中文化遺産が存在し、今後も水中及び沿岸の文化遺産の調査研究により新たな水中文化遺産が見つかることは明らかである。また逆に開発や劣化により残念ながら失われていくものも存在することから、今後も継続的に係る情報の更新に努める必要がある。

謝 辞

本試みを進めるにあたり、沖縄県立博物館・美術館、沖縄県立埋蔵文化財センター、南西諸島水中文化遺産研究会には貴重な資料を提供頂き、また、沖縄県立美術館・博物館片桐千亜妃主任学芸員には種々のご意見、ご協力を頂きました。これらの方々々に記して感謝いたします。

文 献

アジア水中考古学研究所(2012)水中文化遺産データベースの作成と水中考古学の推進 海の文化遺産総合調査報告書 南西諸島編, アジア

水中考古学研究所, 福岡県。

アジア水中考古学研究所, 水中考古学, http://www.ariau.org/archaeology/in_japan/protection_law/.

文化庁(1998)埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について, http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19980929001/t19980929001.html.

文化庁, 文化庁国指定文化財等データベース, <http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/>.

文化庁, 文化財, <http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/gaiyou.html>.

文化庁文化財部(2013)埋蔵文化財関係統計資料, 文化庁文化財部, 東京。

内閣官房総合海洋政策本部(2013)海洋基本計画, 内閣官房総合海洋政策本部, 東京。

沖縄県立埋蔵文化財センター(2013)沿岸地域遺跡分布調査概報遺跡地図・概要編, 沖縄県立埋蔵文化財センター, 沖縄。

沖縄県立総合教育センター, 琉球文化アーカイブ 沖縄の歴史, <http://rca.open.ed.jp/history/index.html>.

要 旨

第十一管区海上保安本部の管轄域である沖縄の海は、温暖でサンゴ礁が発達し、透明度も高く、年間を通じて、ダイビングやシュノーケリング等海洋レジャーが盛んである一方、水中文化遺産も多く存在している。

しかし、これらの水中や沿岸に存在する水中文化遺産は、一般にあまり知られていない。

本報では、沖縄における海域の利用と水中文化遺産の保護に貢献することを目的に、沖縄県内の水中文化遺産の海洋台帳への掲載について検討した結果について報告する。

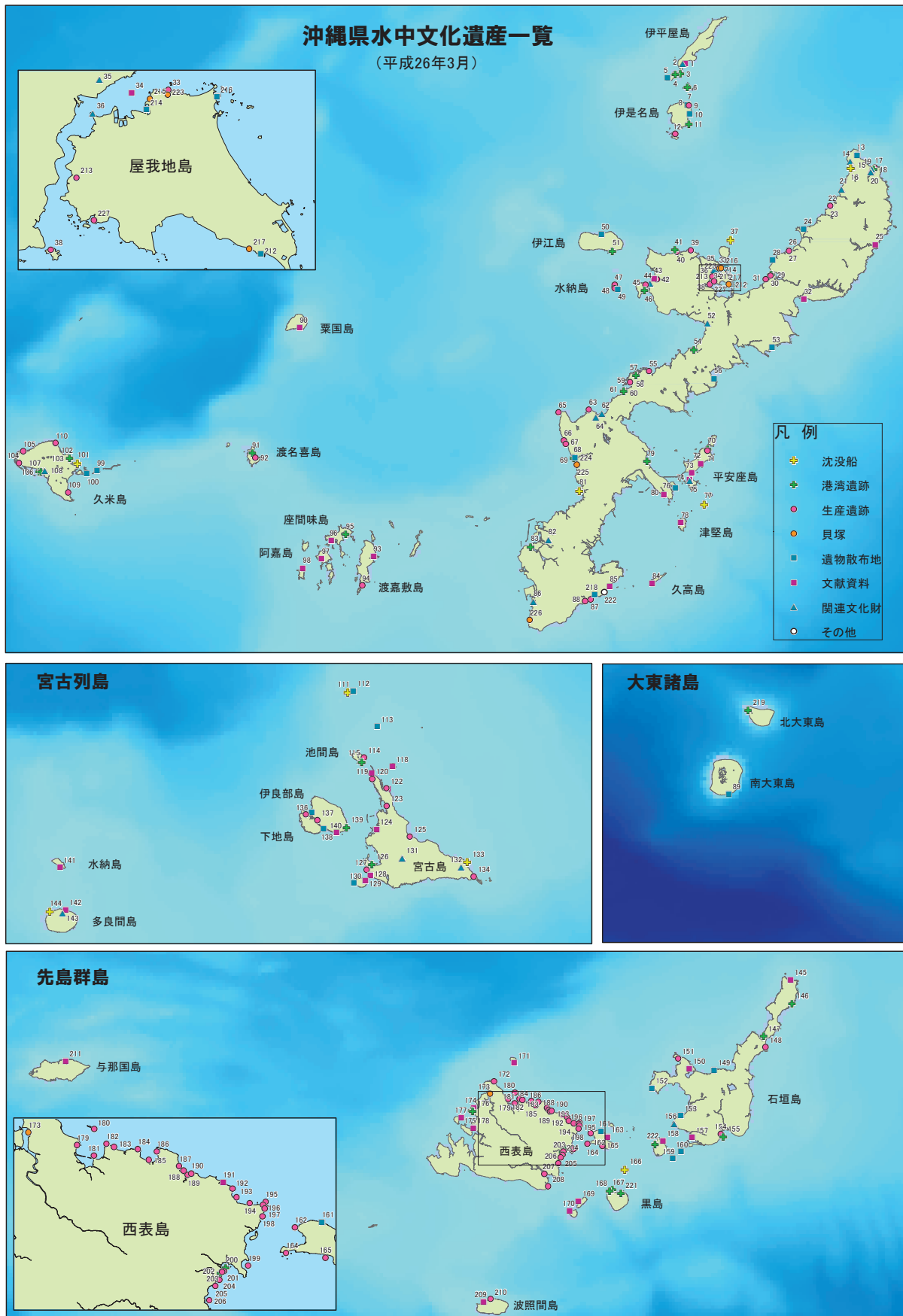


Fig. 5. Location map of the underwater cultural heritages and properties of Okinawa Prefecture.

図5. 沖縄県水中文化遺産一覽.